



平成 20 年 2 月 29 日

各 位

株式会社 アプリックス

東京都新宿区西早稲田二丁目 18 番 18 号

(コード番号：3727 東証マザーズ)

代表者 代表取締役 会長 郡山 龍

問合せ先 開示業務部 部長 森川 浩之

電話番号 03-5286-8436

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 20 年 3 月 29 日開催予定の当社第 23 回定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更の件について、付議する決議をいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 18 年 5 月 1 日の「会社法」施行により端株制度が廃止されましたが、同法施行時の当社端株は、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の定めにより経過措置として現存しております。

平成 21 年 1 月の実施を目標として準備が進められている株券電子化に対応する新たな振替制度では、端株は対象にならないとされておりますので、当該実施までにすべての端株を無くすことといたしました。

端株に関する取扱いを定めた定款 9 条の一部および定款の附則を削除することにより、定款附則第 5 条の規定に基づき端株に関する規定は削除されるものであります。これにより自己株式にかかる端株につきましては、定款変更の効力発生日に消却いたします。

2. 日程

本定款変更の効力発生日は平成 20 年 10 月 1 日といたします。(自己株式にかかる端株の消却日も同日)

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(株主名簿代理人) 第 9 条 当社は、株主名簿代理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。 ③当社の株主名簿、実質株主名簿、 <u>端株原簿</u> 、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、実質株主名簿、 <u>端株原簿</u> 、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。	(株主名簿代理人) 第 9 条 当社は、株主名簿代理人を置く。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。 ③当社の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

ご注意：本プレスリリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(附則)</u></p> <p><u>第 1 条 当社は、端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p><u>②名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p><u>③当社の端株原簿の作成および備置きその他の端株原簿に関する事務は、これを名義書換代理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 当社の端株に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p><u>第 3 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 12 月 31 日における最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、期末配当金を支払うことができる。</u></p> <p><u>第 4 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日における最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当金を支払うことができる。</u></p> <p><u>第 5 条 附則第 1 条乃至本条は、当社の端株が存在しなくなったときをもって削除されるものとする。</u></p>	<p>(削除)</p>

(ご参考) 端株を所有されている端株主様には、定款変更の効力発生日前においては端株の買取り請求をされることにより端株の処分が可能です。また定款変更の効力発生日以降、端株主様が所有されている端株の残りの合計数に相当する当社株式を一括して処分し、ご所有の端数に応じて処分代金をお支払いいたします。

以 上